

# 海老名市障がい福祉施設等物価高騰対応支援金（概要）

## 支給要件

- 海老名市内に所在していること
- 令和5年10月1日以前に神奈川県又は海老名市の指定等を受け、申請日時点で現に運営していること
- 光熱費、燃料費又は食材費等の高騰を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくすること

## 支給対象期間

令和5年10月から令和6年3月まで

## 対象施設・支給額

施設区分（※1）	サービス種別	支給額（6か月分）
入所・居住系事業所（※2）	施設入所、共同生活援助、短期入所	令和5年10月1日時点における定員1名当たり 14,000円
通所系事業所	生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援	1事業所当たり 60,000円
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、障害者相談支援、移動支援、訪問入浴、基幹相談支援センター	1事業所当たり 40,000円

（※1）同一建物内で同施設区分のサービスを提供している場合においては、1つの障がい福祉サービス事業所等として取り扱う。

（※2）短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。

## 支給までの流れ

